

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	－ (－)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	西予市 (382141)
地域名 (地域内農業集落名)	三瓶地区 (朝立揚・朝立浜・津布理・垣生・周木・長早・二及・和泉・嶋山・安土・有太刀・蔵貫浦・蔵貫・皆江・下泊)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	379 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	379 ha
② 田の面積	7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	372 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	216 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	－ ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	－ ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

昭和30年、三瓶町・二木生村・三島村と双岩村の一部が合併して現町制となって誕生した三瓶地区は、県の西部、西宇和郡の南部に位置し、東は宇和地区、南は明浜地区、北は八幡浜市に面し、西にはリアス式海岸の三瓶湾が開け、背後には300mから500mの急峻な山々が連っている。

そのため、当地区の集落は、平地に乏しい湾岸に立地し、当地域の基幹産業である柑橘栽培は、生産条件が不利な急傾斜の樹園地で下記の課題を抱えている。

【課題】

- ・高齢化が進む中で農業後継者未定の方も多く担い手の減少が懸念され、所有農地の維持管理も困難となってきている。
- ・鳥獣による被害が増加している。
- ・農家数の減少に伴い施設維持等の負担が増加している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・温暖な気候を利用した柑橘経営(温州みかんの他、清見、デコポン等の中晩柑類)を主体とした多品目経営を行い、労働配分を考慮しながらスプリンクラー防除システム等を有効に活用する。

・新たな担い手確保対策としては、移住就農者確保への取り組みを進めるとともに、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れるとともに担い手への優良園地の集積・集約化を図っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
目標地図に位置づけられる担い手への農地の集積・集約化を基本とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	48%	将来の目標とする集積率	60%
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農業委員・農地最適化推進委員の協力を得て、担い手の意向を確認しながら集約化を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組 「三瓶地区地域計画検討委員会」、「農地流動化委員会」及び農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に下記の各地区での具体方針に沿って、面積の拡大を進めるとともに、耕作困難農地の受け手や、担い手への農地集積を進める。 なお、三瓶地区では、1区域のみの設定であるが、農用地の集積、集約化に当たっては、中山間集落協定単位(全15単位)内の担い手で行う。 しかし、受け手が確保できない場合には、集落営農組織への集約等、協定単位を越えての集約も積極的に推進するとともに、今後の中山間集落協定の統合次第では、地域づくり活動センター(計5単位)単位での計画区域の設定変更も検討していく。 (各地区の具体方針) 周木地区:実家が専業農家で後継者にあたる人に、手厚い助成を行政に希望し、後継者育成に努める。 二及地区:条件の悪い園地から条件のいい園地に移動して集約し、行政と連携しながら、作業の効率があがる園地整備を進めていく。 長早地区:地区内で個別に依頼して農地の管理・集約をお願いする。現状維持で農地管理は継続して行う。 和泉地区:耕作放棄した園地の有効利用として、行政との連携をはかりながら、園内道路やモノラックの設置された園地整備を希望したい。地区外部からの耕作者も積極的に検討する。 鳴山地区:耕作者は市外の人が多く、その人達も含めて、個別に依頼して農地の管理・集約をお願いする。 安土地区:条件の悪い園地から条件のいい園地に移動して集約し、行政と連携しながら、作業の効率があがる園地整備を進めていく。 蔵貫地区:令和3年9月に法人化された集落営農組織が農作業を受託することによって、農地の維持を図り、将来的な管理・集約に繋げていく。 皆江地区:外国人研修生が地区に入っており、今後の受け入れ態勢を充実させ農地集約に繋げていく。 下泊地区:現状維持で精一杯。後継者の予定もなく今後の用途はたっていない。後継者ができた際に耕作出来るように農地管理は継続して行う。 ※全ての地区において、中心経営体である認定農業者が中心となって担い、新規就農者の受け入れを促進していくことで対応していく。また、農業委員等と連携し、農地・農業者の動きについて情報収集を積極的にい行いながら対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法 「三瓶地区地域計画検討委員会」、「農地流動化委員会」を中心に耕作困難農地の出し手の情報や、担い手の経営意向を把握し、段階的に集約化を進める。耕作放棄地の防止及び担い手への農地集積や分散錯圃の解消等について合意が得られる農地について農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組 担い手のニーズを踏まえつつ、生産効率の向上を図るための用水、農道等の基盤整備に取り組む。具体的には、日本型直接支払制度を最大限活用した農業基盤の維持管理や、担い手の負担の軽減を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組 市や県(西予農業指導班)、地元関係団体等と連携して地域の担い手となるよう育成していくとともに、新規就農者が農業をしやすい地域であることをアピールし呼び込む。また、当該地区での農業希望者があった場合は、積極的に支援・育成を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 農業協同組合等と連携して、活用できる支援制度等について検討を行うとともに、作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】 ①イノシシやシカ等の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。 ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。 ⑤「周年マルチ点滴灌水同時施肥法(マルドリ方式)」の導入等、省力と高品質果実生産に向けて取り組む。 ⑦「三瓶地区地域計画検討委員会」、「農地流動化委員会」が中心となり、保全・管理等に取り組むとともに、地区内の農道・水路等の施設については、地区住民の話し合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
						ha	ha		
				別紙のとおり		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり) ※点線で囲んでいる農地＝今後農業を担う者が引き受ける意向等のある農地

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	該当なし	うち計画同意者数(人・%)	
-------------	------	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。